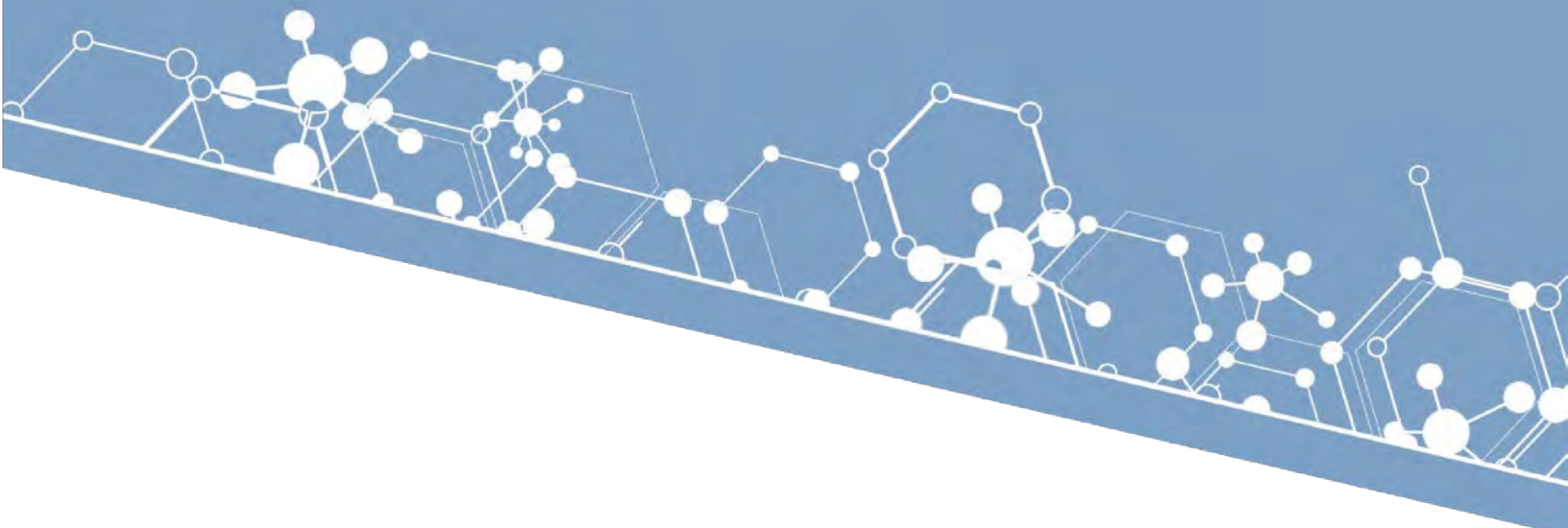


サプライヤー 行動規範





このサプライヤー行動規範は、世界中の MKS と取引を行うすべてのサプライヤーの行動基準とガイドラインを定めたものです。MKS の評判は、正直さ、誠実さ、品質、信頼の上に成り立っています。そのため、現地の商習慣や社会的慣習にかかわらず、サプライチェーンパートナーにも同じように行動することを求めます。サプライヤー行動規範は、サプライヤーが倫理的かつ企業としての責任を果たし、適用される法律や規制を確実に遵守するために必要な最低限のビジネス行動基準を定めたものです。

MKS は、業界標準のレスポンシブル・ビジネス・アライアンスの行動規範(「RBA コード」)をサプライヤー行動規範として採用しています。RBA コードはこちらから確認できます: <https://www.responsiblebusiness.org/code-of-conduct/>

続くページでは、RBA コードでも詳細に表れている、当社が求める重要項目をご紹介します。

労働と人権



MKS では、サプライヤーが労働者の人権を擁護し、尊厳と尊敬をもって労働者を扱い、RBA コードの労働と人権基準を遵守することを求めます。

奴隷労働および人身売買

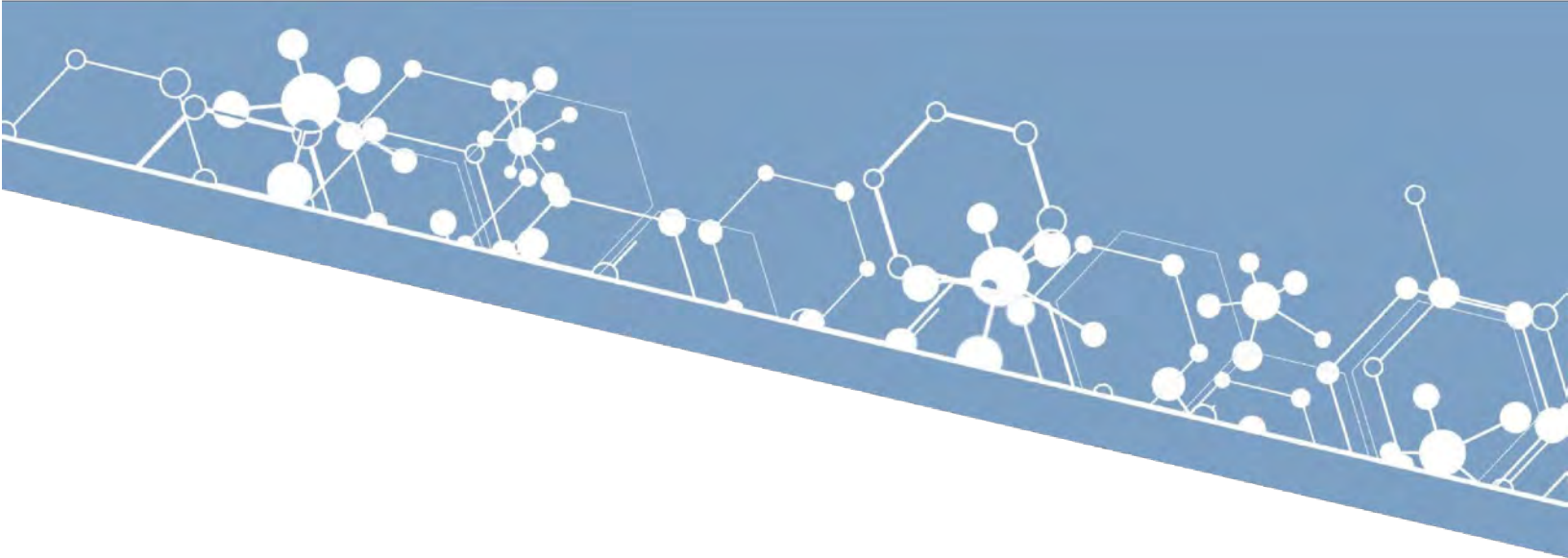
MKS は、強制労働や奴隷労働、いかなる形態の人身売買も容認しません。サプライヤーに雇用または従事する者は、自発的にそのような労働を選択した者でなければなりません。いかなる種類の奴隷労働、強制労働、拘束労働、囚人労働も禁止されています。労働者はいかなる形であれ、個人の移動の自由を制限されてはなりません。

児童労働および若年労働者

児童労働は、いかなる製造段階においても使用してはなりません。以下のような場合、サプライヤーが適用される法律を遵守し、児童を雇用しないことを求めます。

- 15 歳未満
- その国の法律で認められている最低雇用年齢、もしくは義務教育修了年齢のうち、いずれか高い年齢に満たない者

18 歳未満の労働者は、その性質または実施される状況により、当該労働者の健康または安全が害される可能性のある業務を行ってはなりません。



賃金および労働時間

サプライヤーの労働者の労働時間は、適用される国内法および ILO 基準で定められた上限を超えてはなりません。1 週間の労働時間は、緊急時や非常時を除き、時間外労働を含めて週 60 時間を超えてはなりません。

サプライヤーの労働者に支払われる報酬は、最低賃金、時間外労働、および法令で義務付けられている福利厚生に関連する法律を含め、適用されるすべての法律を遵守するものとします。基本賃金からの控除は懲戒・懲罰処分として認められません。労働者には、明確かつ理解しやすい方法で、報酬の構成に関する十分な情報を与えなければなりません。

人道的待遇および差別の排除

労働者に対する暴力、性別に基づく暴力、セクシュアル ハラスメント、性的虐待、体罰、精神的もしくは肉体的な強制、いじめ、公衆の面前での辱め、または言葉による虐待など、労働者に対する過酷または非人道的な扱いを防止するとともに、禁止することをサプライヤーに求めます。サプライヤーは、採用および雇用慣行において、差別またはハラスメントを行ってはなりません。現地の法律に従い、サプライヤーに対し、労働者が労働組合に加入し、団体交渉を行い、平和的な集会に参加するという権利を尊重することを求めます。

安全衛生



当社は、安全で衛生的な作業環境が、業務上の事故を最小限に抑えるだけでなく、製品およびサービスの品質を向上させることを認識します。同時に、サプライヤーが RBA コードの安全衛生基準を遵守することを求めます。

労働安全

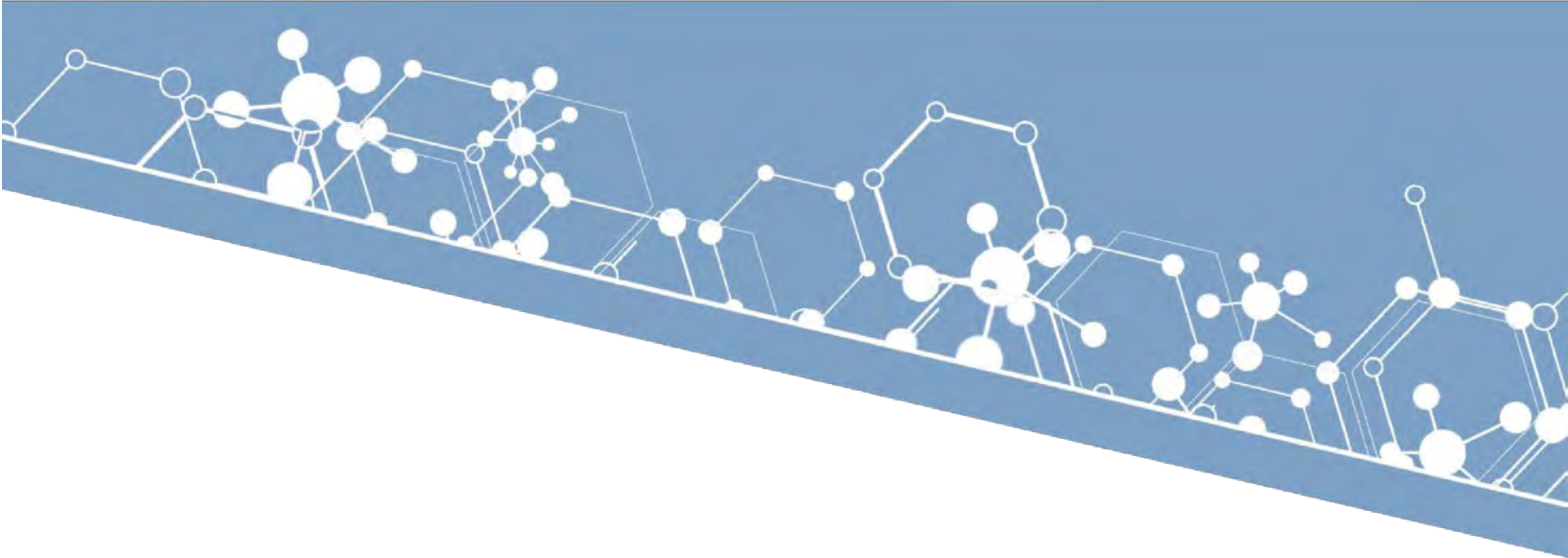
職場は、労働者の健康や安全を危険にさらしてはなりません。このような環境を確保するため、MKS はサプライヤーに以下の点を求めます。

- 安全衛生上の危険にさらされる可能性を特定、評価、軽減すること
- 技術的および管理的な管理、予防保全、安全作業手順の実施、安全教育を行うこと
- 必要に応じて、労働者に適切な個人保護具を提供し、事故や健康への悪影響のリスクを防止すること。

緊急時への備え

サプライヤーは、潜在的な緊急事態を特定、評価し、以下の点を含む緊急対策および対応手順を実施することにより、そのような事象の起こり得る影響を最小限に抑えるものとします。

- 緊急事態発生の報告
- 労働者への周知および避難手順
- 労働者の教育訓練
- 適切な火災報知器および消火設備
- 適切な非常口のある施設。



労働災害および疾病の防止

サプライヤーは、労働災害および職業病を防止、管理、追跡、および報告するために、手順および仕組みを整備するものとします。これらの仕組みは、労働者に事故の報告を促し、傷害や疾病の事例の分類・記録、必要な治療の提供、事例の調査、その原因を取り除くための是正措置を実施するのに役立ちます。

産業衛生

サプライヤーは、労働者の化学的、生物学的、物理的因子への曝露を特定、評価、管理するものとします。技術的または管理的な管理手段によって過度の曝露を抑制できない場合、労働者には、無料の適切な個人保護具によって保護しなければなりません。

身体に負荷のかかる作業および機械の安全対策

サプライヤーは、手作業による材料の取り扱い、重量物の持ち上げまたは反復的な持ち上げ、長時間の立ち作業、極度に反復の多い、または力の要る組み立て作業など、労働者の身体に負荷のかかる作業の危険への曝露を、特定、評価、管理するものとします。サプライヤーは、物理的な保護、インターロック、障壁を設置し、生産機械およびその他の機械の安全上の危険を評価する必要があります。

衛生設備、食事、住居、トレーニング

サプライヤーは、労働者に対し、清潔なトイレ施設、飲料水の利用、および衛生的な食材の調理、保存、食事のための施設を提供するものとします。労働者の寮は、清潔かつ安全でなければなりません。労働者には、職場の安全衛生に関する情報およびトレーニングを提供し、報復を受けることなく、安全衛生に関する懸念を提起することが奨励されます。



環境

サプライヤーは、環境への影響を特定し、公衆の安全衛生を守りつつ、製造事業における地域社会、環境、天然資源への弊害を最小限に抑えるものとします。サプライヤーには、RBA コードの環境基準の遵守を求めます。その基準には、以下が含まれます。

環境許可と報告

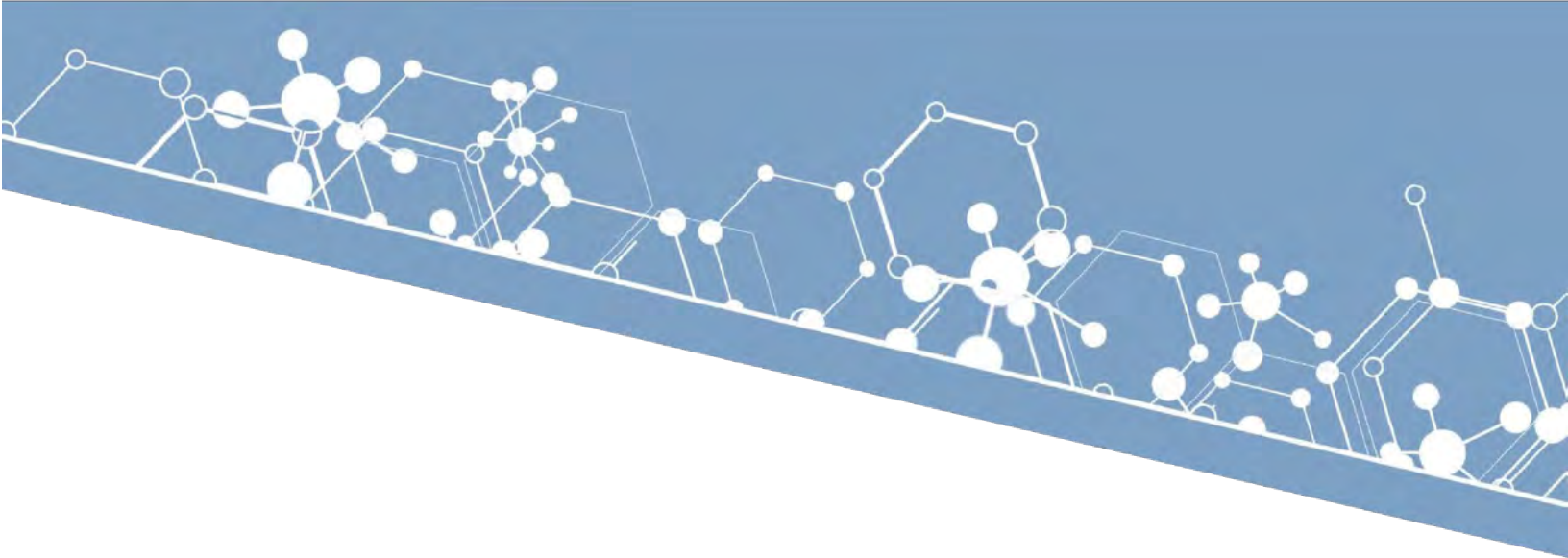
サプライヤーは、必要とされるすべての環境許可証、認可書、登録書を取得し、最新の状態を維持するものとします。

汚染防止と省資源

サプライヤーは、汚染物質の排出・放出、ならびに廃棄物の発生を最小限に抑えるか、除去するものとします。

有害物質、固形廃棄物、大気への排出

サプライヤーは、化学物質、廃棄物、その他の危険物の使用、取り扱い、廃棄を特定、監視、管理するものとします。揮発性有機化合物、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、燃焼副産物の大気への排出は、必要な監視、管理、処理を受けなければなりません。



資材の制限

サプライヤーは、製品および製造における特定の物質の使用禁止または制限に関する、すべての適用される法律および顧客要求事項を遵守するものとします。

水の管理、エネルギー消費、温室効果ガスの排出

サプライヤーは、水源、水の使用・排出を文書化し、特性評価し、監視するほか、節水の機会を模索し、汚染経路を制御する水の管理を実施するものとします。サプライヤーは、全社規模の温室効果ガス総量削減目標を設定し、当該目標に対する追跡、文書化、報告を行うものとします。

倫理



当社は、サプライヤーが RBA コードの倫理基準を遵守することを求めます。

ビジネスインテグリティおよび不適切な利益の排除

あらゆる種類の贈収賄、腐敗行為、恐喝、および横領を一切容認しない方針を求めます。サプライヤーは、賄賂またはその他の不適切な利益を得るための手段を禁止するものとします。

情報の開示

サプライヤーは、すべての商取引を透明性をもって実施し、会計帳簿や記録に正確に反映させなければなりません。

知的財産

サプライヤーは、知的財産権を保護し、顧客およびサプライヤーの情報を保護するものとします。

公正なビジネス、広告、競争

サプライヤーは、公正なビジネス、広告、および競争の基準を維持するものとします。

身元の保護と報復の禁止

サプライヤーは、法律で禁止されていない限り、内部告発者の機密性、匿名性、保護を確保するプログラムを維持するものとします。

責任ある鉱物調達

サプライヤーは、製造する製品に含まれる特定鉱物が、経済協力開発機構 (OECD) の「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのガイダンス」または同等の枠組みに合致した方法で調達されていることを保証するためのデューディリジェンスを実施するものとします。

プライバシー

サプライヤーは、サプライヤーや顧客など、すべての従業員、消費者、パートナーの個人情報を保護するものとします。

マネジメントシステム



テクノファイヤーは、適用される法律および本規範の遵守を確実にするため、以下を含むマネジメントシステムを導入するものとなります。

- 方針声明に示されたサプライヤーのコミットメント
- 経営者の説明責任と責任
- 法的要件および顧客要件の遵守
- リスク評価とリスク管理
- 改善目標
- トレーニングとコミュニケーションプログラム
- 労働者からのフィードバック、参加、苦情
- 監査、評価、是正措置プロセス
- 文書と記録の管理
- サプライヤーのコンプライアンスを伝え、監視するプロセス

報告



MKS コンプライアンス ホットラインは、独立した報告サービスによって運営されており、本規範、当社の方針または手順、法律に対する違反の可能性に関する質問や懸念は、オンライン、モバイル機器、または電話でいつでもホットラインに連絡できます。

報告書は秘密厳守で、希望すれば匿名で提出できます。ただし、匿名による通報が特定の国の現地法に反する場合、調査や対処が妨げられる可能性があります。ご注意ください。

- オンライン: mksinst.ethicspoint.com
- モバイル: mksinstmobile.ethicspoint.com
- 電話: **855-874-1532***

* 米国外から電話をかける場合のダイヤル方法 (地域のアクセス コードを含む) は、mksinst.ethicspoint.com でご覧ください。国を選択すると、ダイヤル方法が表示されます。